

第140回通常議員総会

11議案を承認

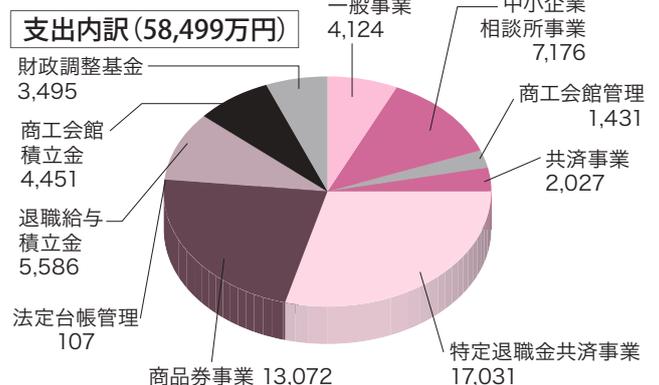
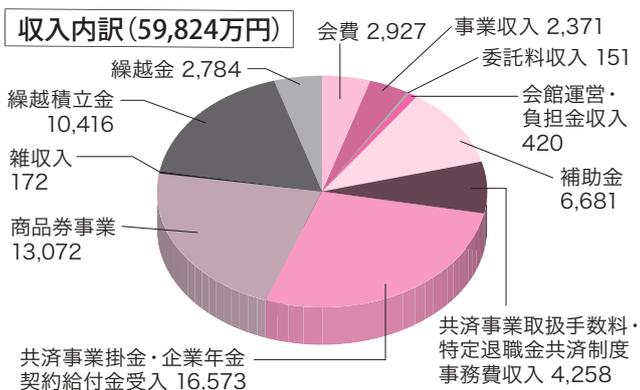
第140回通常議員総会を5月28日、議員100人中96人（委任状含む）が出席する中、ブランニュー北上で開催し、令和元年度事業報告と収支決算の11議案が原案どおり承認された。

令和元年度は、国道4号「村崎野く花巻市山ノ神間」の事業化が決定したほか、消費税引き上げに伴う軽減税率への対応やキャッシュレス決済の普及に取り組み一定の成果が得られた。

CONTENTS

第140回通常議員総会	1
新型コロナウイルス感染症関連	
北上市施策	2~3
地域飲食店応援プログラム「みらい飯」	4
会議所からのお知らせ	5
活用できる税制措置	
:日本商工会議所連載記事(全3回)	6~7
赤い羽根募金協力をお願い	8

■令和元年度 収支決算(単位:万円)



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業の皆様へ

A. 事業継続を応援する給付金を支給します

給付金の名称	地域中小企業応援給付金
対象となる方	<p>市内に住所を有し、事業を営む中小企業の方であって、次の要件を満たす方。 ただし、中小企業者の方は国の持続化給付金との併給はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 売上高が前年同月に対して、30%以上減少している方。ただし、前年同月の売上高が30万円以上の方に限る。 <p>※新規創業者の方</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月31日までに創業した方。 売上高が、「創業後売上高が最も多かった月」に対して30%以上減少している方。ただし、「創業後売上高が最も多かった月」の売上高が月額30万円以上である方に限る。
支援の内容	一律20万円
申請書類 ※申請時に郵送するもの	①申請書(北上市地域中小企業応援給付金給付申請書兼請求書) ②上記売上高が分かる書類のコピー ③振込先口座が確認できる通帳のコピー

B. 家賃の一部を補助します

補助金の名称	地域企業経営継続支援事業費補助金
対象となる方	<p>市内で事業を営む中小企業の方であって、次の要件をすべて満たす方。</p> <ol style="list-style-type: none"> 小売業、飲食・宿泊業、サービス業を営む方 売上高が前年同月に対して、50%以上減少している方 <p>※新規創業者の方</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月31日までに創業した方。 売上高が創業後売上高が多かった月に対して50%以上減少している方。 <p>※県の休業要請に応じた方</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請した月の売上高が前年同月に対して、50%以上減少する見込みの方。
支援の内容	令和2年4月以降の連続する3か月分の家賃の1/2(一月あたり10万円が上限)
申請書類 ※申請時に郵送するもの	①申請書(北上市地域企業経営継続支援事業費補助金申請書兼請求書) ②家賃が確認できる書類(賃貸借契約書、利用契約書のコピー等) ③上記売上高が分かる書類のコピー ④振込先口座が確認できる通帳のコピー

【令和2年5月21日更新】

地域企業経営継続支援事業費補助金の対象となる方に、市外に本店を有して市内で事業を営んでいる法人、市外に居住して市内で事業を営んでいる個人を追加しました。但し、【対象となる方】内の要件をすべて満たす必要があります。

申請方法

申請書類を下記へ郵送してください(令和2年8月31日消印有効)。

住所:〒024-0094 北上市本通り二丁目2番1号ツインモールプラザ東館3階
宛名:北上市事業者向け支援窓口

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、窓口での受付はいたしません。

※AとBを両方申請する場合は、「売上高が分かる書類のコピー」と「通帳のコピー」は、1部で結構です。
※申請書等は北上市ホームページからダウンロードできます。

問合せ先:北上市 商業観光課 商業係 Tel 0197-72-6006

ご不明な点は、お電話にてお願いします。受付時間は、午前9時～12時、午後1時～5時です(土日・祝日除く)。

日高法律事務所

債務整理、相続、借地借家、交通事故、離婚、企業法務、顧問契約、労働事件、その他の民事紛争、刑事事件

弁護士 日高拓郎 TEL.0197-65-6432

弁護士 篠原亜希 **要 予 約**

「土日・夜間対応、応相談」

DO! アイデアとデザインで、あなたの思いを伝えます
PLANNING

あなたが伝えたいことは何ですか?

誰に? 株式会社 ドゥ・プランニング
どうやって? 〒024-0084 岩手県北上市 さくら通り3-18-2
伝えますか? Tel. 0197-62-7520 / Fax.0197-62-7522

詳しくは ▶ <http://do-planning.jp/>

Webデザイン・制作、各種販促物/印刷物 企画・デザイン・制作

よくある質問

質問① 中小企業、中小企業者、小規模企業者の違いは何ですか？

回答① 中小企業基本法の定義を採用しており、次の表を参照ください。

業種	中小企業			
	中小企業者			小規模企業者
	資本金・出資金	従業員数		従業員数
①製造業、建設業、運輸業、その他(②～④除く)	3億円以下	又は	21人以上 300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	又は	6人以上 100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	又は	6人以上 100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	又は	6人以上 50人以下	5人以下

～ポイント～

小規模企業者は従業員数のみで判断します。業種により20人以下又は5人以下の場合、小規模企業者となります。

質問② 従業員とは、どういう人のことを指しますか？

回答② 常時使用する従業員であり、会社役員、個人事業主、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員、出向者は人数に含めません。

質問③ Aの応援給付金は、持続化給付金と併給できますか？

回答③ 回答①の表における、中小企業者に該当する方は、併給できませんので、国の持続化給付金と応援給付金のどちらかを選択して、申請してください。中小企業者の申請のイメージは、右の表を参照ください。なお、小規模企業者は、併給が可能です。



質問④ 売上高の減少率を計算した時の、小数点以下は、どう記載すればいいですか？

回答④ 小数点以下は、切り捨ててください。

質問⑤ 「家賃」には、住むために借りている家も含まれますか？

回答⑤ 事業の用に供するために賃借している建物や土地に関する利用料の月額です。店舗や事務所等として利用している建物や、駐車場として利用している土地が対象となります。

質問⑥ Bの補助金の申請書に、家賃をどのように記載すればいいですか？

回答⑥ 次の表を参照ください。

例) 令和2年4月から6月までの家賃(月額税込み20万円)を申請する場合

1 交付申請額兼請求額				270,000円
	令和2年4月分	令和2年5月分	令和2年6月分	合計
A 家賃(税込み)	200,000円	200,000円	200,000円	/
B (A×100/110) 家賃(税抜き)	181,818円	181,818円	181,818円	
B×1/2 各月上限10万円	90,000円	90,000円	90,000円	270,000円

小数点以下切り捨て(181,818.18...)

千円未満切り捨て
小数点以下切り捨て
(90,909.09...)

※合計の金額(千円未満切り捨て)を交付申請額兼請求額として記載する。

**医療保険適用
在宅マッサージ**

**無料 お試し体験
好評実施中!!**

- ・歩行が困難な方
- ・身体にマヒがある方
- ・不自由がある方
- ・車椅子使用の方など...

レイス治療院
北上市村崎野7-74-14

お気軽にお電話ください。TEL.0197-68-2342

地元地域で活躍していただけるマッサージ師さん募集!!

**クルマから経営的効率化を
「トヨタのカーリース」がサポートします**

社用車の「所有の負担」を「使用の満足」へ
カーリースは経営的効率化の理想形
トヨタの総合力でサポート致します

御社の社用車の効率的な保有・活用方法をご提案致します。

トヨタレンタリース岩手 北上市駅前幹線東口店
北上市川岸1-3-1 TEL:0197-65-0100

～コロナ危機から地域を救え！クラウドファンディングで地元の店を応援しよう～

北上商工会議所は日本商工会議所とREADY FOR社が連携して立ち上げた商工会議所事業専用クラウドファンディングのプログラムを活用し、地域飲食店応援プログラム「北上みらい飯」を実施します。
公開は6月11日(木)～7月31日(金)を予定しています。
参加店舗は別途、募集します。



飲食店を支援する形として2タイプがあります。

【店舗指定型】

支援者が支援する店舗を指定して支援金(2,000円/5,000円/30,000円/50,000円/100,000円)を募ります。
支援者には公開期間終了後、支援を頂いた金額に10%のプレミアムを付与したお食事チケットを指定した支援先店舗より受取り、利用していただくものです。

【地域支援型】

クラウドファンディング事業を実施する主体者に資金(3,000円/10,000円/50,000円/100,000円/200,000円)を募ります。
支援者から参加店舗へ均等に支援金を配分します。
支援金は寄付金扱いとなり寄付金控除の対象となります。

商工会議所・READYFORによる「地域飲食店応援プログラム「みらい飯」

～クラウドファンディングで、厳しい経営環境にある飲食店の運転資金を応援～

【本事業の具体的な流れは、A→B→①→②→③→④です】



地域飲食店プログラム「みらい飯」ページ

<https://readyfor.jp/pp/miraimeshi>



【お問い合わせ先】 北上商工会議所経営支援課

TEL : 0197(65)4211 / FAX : 0197(64)2656

詳細はホームページをご確認下さい

<http://www.kitakamicci.jp/>

当所年会費納付期限の延長

年会費請求書及び納付書を送付させていただきました。
今年度は納付期限を例年より3か月程度延長して9月30日までとさせていただきます。

第48回北上商工会議所会頭杯 ゴルフコンペの中止



例年、開催している北上商工会議所会頭杯ゴルフコンペは中止とします。

最新情報配信

国や県、市より様々な新型コロナウイルス感染症関連支援策が随時、更新されています。会員の皆様には最新の情報を知っていただくため、当所ホームページ等にて公開していますので是非、ご活用ください。



【北上商工会議所ホームページ】
<http://www.kitakamicci.jp/>



【フェイスブック】



【北上商工会議所】



【Twitter(ツイッター)】



@kitakamicci



省エネのことなら、横川目電業に!! (株)横川目電業

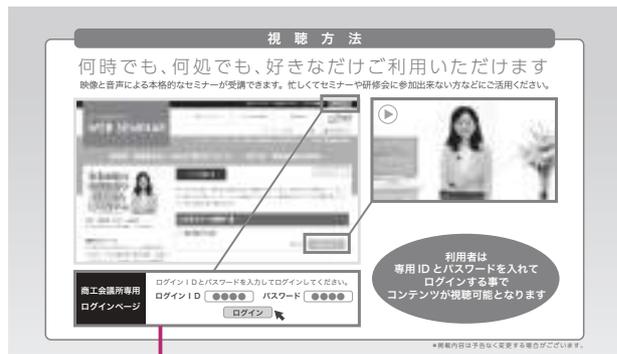
ヒトが笑えばカイヤも笑う
露出度120%の横川目電業です。



北上市和賀町横川目12-37-8
TEL 0197-72-2718(代) FAX 0197-72-2719
URL <http://yokokawamedengyou.co.jp/>

会員無料 WEBセミナー

WEBセミナーは商工会議所の専用サービスです。地域企業の皆様に『経営実務』『社員研修』『労務』『経理』や新型コロナウイルス関連施策のセミナーをパソコンやスマートフォンで視聴いただけます。経営支援情報の入手、社内研修として、自己啓発などには是非ご活用ください。



北上商工会議所 ログインID : k1653
会員ログイン パスワード : 4211

北上商工会議所ホームページから
▼こちらのバナーをクリック



総合印刷 印刷のことなら、おまかせください。 有限会社 北上プリント

- パンフレット ●チケット ●ポスター
- チラシ ●会報 ●封筒 ●はがき
- 名刺 ●伝票 ●カラーコピー他

F024-0091 岩手県北上市大曲町2番13号(北上市役所前)
TEL(0197)64-7082 FAX(0197)63-4543
URL: homepage2.nifty.com/kitakami-print/
✉ Mail: kitakami-print@nifty.com



【第1回】

法人税・消費税・固定資産税・社会保険料などの納付が猶予されます

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、世界経済は戦後最大の危機に直面。日本経済も感染症拡大の影響により国難とも言ふべき厳しい状況が続いております。

こうした状況から政府は、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として新たに総額25兆6,914億円の2020年度補正予算案を国会に提出。衆参両院の審議を経て、本年4月30日

に国会で可決・成立しました。

本特集では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における「税制措置」（注）の重要なポイントを3回にわたり、ご紹介します。第1回目は「納税猶予の特例」措置について取り上げます。

（注）「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」など

ポイント1 「納税猶予の特例」の概要

「納税猶予の特例」とは、**新型コロナウイルス感染症の影響で「事業等に係る収入」に相当の減少があった事業者に対して、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税の猶予が認められる特例制度**です。

この特例は、法人税や消費税、固定資産税など、基本的に全ての税目の納税が猶予。また、社会保険料の納付も同様に猶予されます。

ただし、印紙で納付する印紙税のほか、外国貨物を保税地域から引き取る場合の消費税や、出国する際に直接納付する方式の国際観光旅客税などについては対象となりません。

法人税や消費税などの国税を例にとって「納税猶予の特例」を解説します。

項目	従来の制度(国税通則法第46条)	納税猶予の特例(緊急経済対策)
事由	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合	新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して、相当な収入の減少した場合
猶予の対象となる要件	一定期間(原則1年)において、大幅な赤字が発生して、一時の納税ができないと認められる場合	本年2月1日以降の任意の期間(1カ月以上)において、収入が相当(前年同期比概ね20%以上)減少し、一時の納税が困難と認められる場合
担保	担保の提供が可能な場合は担保の提供が必要となります。	担保は不要です。
延滞税	延滞税は通常年8.9%ですが、猶予期間中は年1.6%に軽減されます。 (注)同感染症の影響により財産に損失が生じた場合(消毒作業での在庫の毀損等)は、免除される場合もあります。	延滞税は免除されます。

ポイント2 対象者に関する要件

A子さん

先生、本特例の対象者について教えてください。

- ① 法人だけでなく個人も本特例の対象になりますか？
- ② 法人について、事業規模などの制限はありますか？
- ③ 青色申告ではなく白色申告の場合でも、本特例の対象になりますか？

【①の回答】 「事業等に係る収入(事業所得、給与所得、不動産所得など)」があり、かつ、収入減少等の要件を満たしている個人が対象となります。

例えば、事業・不動産賃貸業を営む個人だけでなく、フリーランス(事業所得者)やパートやアルバイト(給与所得者)も収入減少等の要件を満たせば本特例の対象となります。

【②の回答】 資本金や従業員数などの会社の規模に関係なく、収入減少要件を満たせば本特例の対象となります。

【③の回答】 白色申告の場合でも、収入減少要件を満たせば本特例の対象となります。

ポイント3 収入減少に関する要件

A子さん

先生、本特例の収入減少の要件について教えてください。

- ① どの程度の収入減少が要件となるのですか？
- ② 利益が黒字であっても、収入減少要件を満たせば本特例を利用できますか？
- ③ 前年の月別収入が不明の場合には、どのように判断すればよいですか？
- ④ 収入が20%減少していない場合にも、納税猶予は利用できますか？

【①の回答】 同感染症の影響により、本年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることが要件となります。

【②の回答】 利益が黒字であっても収入減少等の要件を満たせば本特例を利用できます。ただし、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、一時に納税することが困難と認められる場合に限りません。

【③の回答】 前年の月別収入が不明の場合には、次のような方法により収入減少割合を判断することもできます。

- 年間収入を按分した額(平均収入)と比較
- 事業開始後1年を経過していない場合、本年1月までの任意の期間と比較

【④の回答】 特例の要件を満たさない場合でも、従来の納税猶予制度を利用できる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にご相談ください。(ただしこの場合、原則として年1.6%の延滞税がかかります。)



ポイント4 「納税猶予の特例」を希望する企業の相談事例

経理課長



【質問内容】 私は旅館業(4月決算)の経理課長です。当社は前期の2018年11月から19年3月まで大規模な耐震補強工事とリニューアルに伴い事業を休業していたため、19年4月決算では法人所得は多額の欠損金が発生し、消費税は還付となりました。

そして当期(本年4月決算)においては、工事に伴う借入金の返済に加え、同感染症による休館で資金繰りが切迫しています。特に、消費税については前期還付申告のため中間納税を行っておらず、10月以降課税仕入が概ね軽減税率の8%で課税売上が標準税率の10%ですので、当決算における消費税の納税見込額は約6,000万円を想定しています。そこで、質問です。

- ①当社は資本金8,000万円・従業員数約180名であり、中小企業基本法における「中小企業者等」に該当しませんが、納税猶予の特例は受けられますか？
- ②収入減少割合について、本年4月はほとんど休館していたため前年同期比80%減でしたが、本年2月と3月は前年が休業期間であったため前年同期比を算出することができません。本年4月の売上だけで判断してもよろしいでしょうか？
- ③来期(21年4月決算)の期中における消費税の予定納税の支払も苦慮していますが、この予定納税についても納税猶予の特例を利用できるのでしょうか？

【①の回答】 納税猶予の特例の要件を満たせば、会社の規模に関係なく利用できます。

キト先生



【②の回答】 本年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入減少割合が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることが要件ですので、4月だけで判断しても問題ないと思います。ただし、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮する等の理由により「一時に納税することが困難と認められる場合」に適用されますので、資金繰り予定表などの資料を用意しておく必要があります。

【③の回答】 本年2月1日から21年1月31日までに納付期限が到来する所得税・法人税・消費税などが対象となっています。特に、確定申告分とは記載がありませんので、予定納税額についても猶予特例の対象になると思われませんが、詳しくは国税局猶予相談センターにご相談ください。

ポイント5 申請手続きと相談窓口

①申請手続き

関係法令の施行(本年4月1日)から2か月後、または納付期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。

申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出する必要があります。詳しくは以下の相談窓口にご相談ください。

②納税猶予に関する相談窓口

納税猶予に関する相談窓口は、税の種類や社会保険料などにより異なります。

- 法人税や源泉所得税、申告所得税、消費税などの国(税務署)へ納付する税金の猶予相談

⇒「国税局猶予相談センター」にお電話ください。

(注)国税局猶予相談センターの電話番号は国税庁ホームページをご覧ください。

- 市県民税や固定資産税及び自動車税等の地方税の猶予相談

⇒都道府県や市区町村の担当窓口へご相談ください。

- 社会保険料についての猶予相談

⇒日本年金機構へご相談ください。

◆(注)具体的な詳細は政省令でご確認ください。

城所 弘明 (きどころ・ひろあき)

公認会計士・税理士・行政書士

日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員

医療法人 愛久会
きたかみ駅前内科クリニック

健康診断 予防接種 内科・糖尿病内科

〒024-0061 岩手県北上市大通り一丁目3番1号 おでんせプラザぐらうーぶ2階 院長 高橋 徹 tel.0197-61-3372

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 8:30～午後12:30	○	○	○	○	○	○	×
午後 2:00～午後 5:30	○	○	×	○	○	×	×

岩手日日電子新聞
momotto モモット

読みなれた紙面を、そのまま画面で

パソコンやスマホ、タブレットで、いつでも、どこでも地元のニュースを!

岩手日日購読者は	岩手日日併読プラン	電子新聞単独プラン
電子新聞ご利用料金は 簡単クレジットカード決済	新聞購読料 + 月額 330円(税込) 新聞と併読でも月額 3,130円(税込)!	月額 2,445円(税込)

電子新聞に関するお問い合わせは 岩手日日新聞社 デジタルコンテンツ室 TEL.0191-21-8571

購読のお申し込みは岩手日日HPから! いわにち 検索





赤い羽根

子どもと家庭の緊急支援活動応援

全国キャンペーン

- 赤い羽根の岩手県共同募金会では、標記全国キャンペーン(新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族支援活動)を実施しています。
- 皆さま方のあたたかいご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

【キャンペーン期間】

令和2年5月15日(金)から6月30日(火)

【概要】

助成と募金(子どもと家庭等をめぐる生活課題の解決)

↓詳しくはホームページをご覧ください

岩手県共同募金会

〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8-1-3
 TEL: 019-637-8889 FAX: 019-637-9612
 URL: www.akaihane-iwate.or.jp
 E-mail: iwate-kyoubo@iwate-shakyo.or.jp



きたかみ

北上市商工会議所会報

令和2年6月号(通巻525号)

発行日/令和二年六月一日
発行/北上市商工会議所 編集・印刷/株式会社 岩手日日新聞社

6月・7月の定例相談

	岩手県信用保証協会	日本政策金融公庫盛岡支店(国民生活事業)
6月	3日(水)・10日(水)・17日(水)	※当面の間、開催を見合わせます。 ご相談については、当所までご連絡下さい。
7月	1日(水)・8日(水)・15日(水)	
時間	10:00~16:00	

※相談は事前の予約が必要です。あらかじめ電話でのご予約をお願いいたします。

経営支援課 ☎65-4211

働き方改革個別相談

日時/7月14日(水)、28日(水)
10:00~16:00
(正午から13時までの休憩時間を除く)
場所/北上商工会館
相談料/原則3回まで無料(事前申込必要)

「岩手県事業引継ぎ支援センター」 定期移動相談会

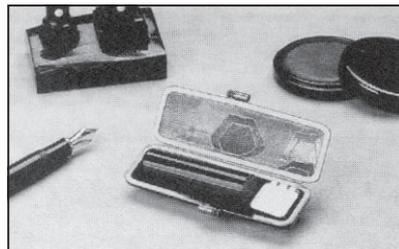
日時/8月4日(水) 11:00~15:00
場所/北上商工会館
相談料/無料(お問合わせ、申込は当所まで)

オフィス用品専門店

OA機器・パソコン・事務用品・事務機器
オフィス家具・製図測量機器

株式会社 **アベヤス**

本社/〒024-0094 北上市本通り3-3-9 ☎0197(63)5201
営業所/〒025-0063 花巻市下小舟渡51-2 ☎0198(24)7891



はんこ ゴム印 表札

菊印房 北上市本通り二丁目 ☎63-6553
☎65-4180

〒024-0031 岩手県北上市青柳町二丁目一番八号
電話 0197-654-211(代) FAX 0197-642-2656
ホームページ <http://kitakamicci.jp/>